

報告第6号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和2年5月1日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

2 専第 4 号

専 決 処 分 書

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 1 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 42,900 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 寝屋川市木屋町 2 - 1  
氏 名 キクマ住宅販売株式会社  
代表取締役 菊田 大樹
- 3 示 談 日 令和 2 年 3 月 31 日
- 4 事 案 概 要 令和 2 年 2 月 3 日（月）午前 10 時 55 分頃、交野市郡津 1 丁目 34 付近において、燃やすごみ収集中に、ごみ排出場所まで塵芥車を後退させる際、排出場所にある収納式カラス除けボックスの扉のフレームに塵芥車左後部が接触し、ボックスを破損させたもの。
- 5 そ の 他
- |         |          |
|---------|----------|
| 相手方修理費  | 42,900 円 |
| 対物共済保険額 | 42,900 円 |
| 市持出額    | 0 円      |

令和 2 年 3 月 31 日

交野市長 黒 田 実